

修正の主旨

前回の修正（平成30年3月）からの国の防災基本計画、原子力災害対策指針の改正等を反映し、青森県地域防災計画の修正を行う。

今回の主な修正内容

○防災基本計画修正（平成30年6月、令和2年6月）の反映

①自然災害との複合災害発生時の避難、屋内退避等の防護措置の考え方【第3章第4節第2項】

- 人命の安全を第一とした防護措置の実施

②原子力被災者生活支援チームの早期設置【第3章第3節第10項】

- 避難区域の住民避難が概ね終了した後に設置⇒原子力災害対策本部設置後、直ちに支援チームを立ち上げ

○原子力災害対策指針改正（平成30年7月、令和元年7月）の反映

①原子力災害対策の目標に係る記述の国際的な考え方との整合性【第1章第6節第1項等】

- P A Z、U P Zに関する記述について国際的な考え方と整合性を図るもの（ただし、各緊急事態区分に応じて実施する防護措置について変更を生じるものではない）

②原子力災害医療体制の見直し【第2章第11節第3項】

- 原子力災害拠点病院の研修・訓練に係る役割の見直し

③安定ヨウ素剤の配布体制【第2章第11節第4項】

- 甲状腺の内部被ばく及び健康影響の年齢による違いの考慮
- 安定ヨウ素剤の管理場所として薬局の活用

○新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下での原子力災害時における防護措置の考え方（令和2年6月）の反映

感染症流行下において原子力災害が発生した場合の屋内退避、避難収容等の防護活動の実施【第3章第4節第1項等】

○その他

所要の修正